

令和3年8月10日

会員各位

(一社) 山梨県LPガス協会

消費生活用製品安全法施行令の一部改正について（お知らせ）

標記政令につきまして、下記のとおり、令和3年7月27日付け公布、同年8月1日付けで施行されましたのでお知らせいたします。

記

【概要】

平成21年より、経年劣化による重大製品事故の発生の恐れが高い9製品を特定保守製品として指定し、所有者情報をメーカーが把握することで、メーカーが所有者に点検時期を通知し、所有者に点検を促す制度が制定されておりました。

この特定保守9製品に、LPガス関係では屋内式ガス瞬間湯沸器と屋内式ガスふろがまが指定されておりましたが、近年において一部の製品については事故率が指定当時よりも大きく低下していることから、指定の見直しが行われました。

見直しの結果、屋内式ガス瞬間湯沸器と屋内式ガスふろがまを含む7製品については、特定保守製品の指定から外れることとなり、現在は石油給湯器と石油ふろがまの2製品のみ特定保守製品となっております。

しかしながら、除外対象製品の所有者に、制度改正の変更内容を十分に周知する必要があることから、公布の日から一年を経過するまでに点検期間が到来するものについては、従来の規定が適用される経過措置が設けられております。

なお、今後につきましても、メーカーは自主点検として対応を継続する方向性であり、一部の製品には点検時期を消費者にお知らせする機能が搭載されていることから、消費者からの問い合わせがあった場合には引き続きメーカーにご連絡を促すようお願いいたします。

【経済産業省ホームページ掲載アドレス】

<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210720003/20210720003.html>

以上